

国・地方間の係争処理のあり方に関する研究会（第1回）議事要旨

【開催日時等】

- 開催日時：平成21年7月23日（木）13:00～14:45
- 場所：総務省8階 第1特別会議室
- 出席者：青山委員、斎藤委員、塩野委員、高橋委員、牧原委員、渡邊委員
久元自治行政局長、佐村大臣官房審議官、安田行政課長、田中行政課行政企画官、上仮屋行政課理事官

【議事の概要】

- (1) 久元自治行政局長挨拶
 - ・ 久元自治行政局長より、挨拶が行われた。
- (2) メンバー等紹介
 - ・ 事務局より、研究会のメンバー及び事務局の職員の紹介が行われた。
- (3) 座長選出
 - ・ 委員の互選により、塩野委員が座長に選出された。
 - ・ 座長より、高橋委員が座長代理に指名された。
- (4) 研究会開催要領等について
 - ・ 事務局より、資料1（研究会開催要領）の説明が行われた。
 - ・ 座長より、議事の公開について次のとおり提案がなされ、了承された。
 - ・ 会議資料について、会議の終了後、原則として速やかに公開する。
 - ・ 議事要旨について、会議の終了後、速やかに事務局において作成し、公表する。
 - ・ 議事録について、会議の終了後、速やかに事務局において作成し、委員の確認を得た上で公表する。
- (5) 検討事項と今後のスケジュールについて
 - ・ 事務局より、資料2（基本的検討項目とスケジュール（案））について説明が行われ、了承された。
 - ・ 事務局より、次回は8月28日（金）を予定する旨、報告された。
- (6) 論点について
 - ・ 事務局より、参考資料1から8及び資料3（論点（案））について、説明が行われた。
- (7) 意見交換
 - ・ 意見交換が行われ、以下のような意見が出された。
 - ・ 係争処理手続に背を向ける地方公共団体に対し、裁判所が義務付けの判決を行ったとしても、判決の執行力を担保する措置がなければ従

わないのではないか。

- 現在の地方側からの訴えについても、特段の執行力の担保措置がないこととのバランスが必要ではないか。
- 住基ネットの場合、具体的にどのような不利益が生じているのか。その不利益が地方公共団体限りにとどまるのであれば、当該団体の判断であり構わないのではないか。また、経済的不利益のみであるならば、大きな問題ではないのではないか。
- 住基ネット以外にどのような不利益が生じることが考えられるか、様々な事態を想定してみる必要があるのではないか。
- 既に地方公共団体の側からの不服審査の申出制度や訴訟制度が整備されているのだから、こうした係争処理手続に背を向ける地方公共団体に対し、国側からも訴えを起こすことができるようにすべきは当然ではないか。
- 紛争の類型によっては不利益をこうむっている住民が出訴することがあり得る。個人による出訴もできず、なおかつ違法な状況が続くと困るという状況がある場合について、何らかの改正が必要になるのではないか。
- 地方公共団体が事務を行わない場合に国が当該事務を行うといういわゆる並行権限を個別法において設けることも、対策として考えられるのではないか。
- 違法確認訴訟と義務付け訴訟の他に、差止め訴訟についても考える必要があるのではないか。

(以上 (速報のため事後修正の可能性あり))